

東商品支発第46号
2021年6月18日

東京商工会議所税制委員会
委員長 田中常雅様

東京商工会議所品川支部
会長 武田健三
中小企業・税制特別委員会委員長
国分直人

品川支部 令和4年度税制改正要望

新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、緊急事態宣言が各地で長期化し、国内外の経済活動がこれまでにない規模で抑制された状況が続いています。当初、新型コロナウイルスの影響は飲食業・観光業等が中心となっていましたが、影響の長期化により、これまであまり大きな影響を受けていなかった業種・業態についても、今後深刻な影響が出ることが予想されます。

日本全体の企業数の99.7%（※）、雇用の約7割（※）を占める中小企業は、地域経済の中心として重要な役割を果たしてきました。しかし、大企業に比べ財務基盤の弱い中小企業にとって、コロナ対応による負担がこれ以上増加し続ければ、この未曾有の危機を自力で乗り越えることは非常に困難であり、地域経済の根幹を揺るがすことにつながりかねません。長期化するコロナの影響に対抗できる力を持つような、中小企業の財務基盤強化につながる施策を、迅速に展開していかなければなりません。

一方、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、これまでの事業内容を大幅に見直し、新たなビジネスモデルへ転換したり、ICTの利活用等を通じて生産性の向上に取り組む中小・小規模事業者も増えています。こういった新たな取り組みに挑戦する事業者を積極的に支援し、中小企業の活力を引き出す効果的な税制を構築することも重要です。また、中小企業の活力強化と合わせて、コロナ収束後の急速な景気回復を促すために、大胆な消費喚起策を講じ、国内の実体経済に資金が流れていく仕組みづくりも進める必要があると考えます。

品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび下記の通り要望を取りまとめました。税制委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

※2020年度中小企業白書

1. コロナ禍を乗り越える、中小企業の活力を引き出す税制

新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、国内の経済活動はかつてない規模で抑制され、その影響はあらゆる業種・業態に広がっています。特に、資金力の乏しい中小・小規模事業者では、長期化する売上減少に耐えられず、倒産に至るケースも少なくありません。

このような環境下で、経営状況を少しでも改善していくため、大胆な事業転換や生産性向上、新しい生活様式に即した新事業の創出等により、コロナ後の日本経済の回復と成長を支える中小企業の活力を最大限に引き出すため、以下の点を要望いたします。

(1) 中小企業の活力強化に向けた税制

①新規創業・ベンチャー・業種転換・業態転換を促進・支援する税制

- 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置
- 欠損金の繰越控除期間無期限化
- 新規創業・ベンチャー・新分野進出企業等に対する直接投資した場合の税制優遇
- 一定期間（創業後5～10年等）の継続投資に対する税制優遇
- 創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度（固定資産税の減免措置、法人税・地方税の税額控除など）
- 上記項目について、新型コロナウイルスへの対応として業種・業態転換を実施した事業者に対しても同様の措置を講じること

②人材育成、雇用を促進する税制の実現

- コロナ禍で人員余剰となっている業界から採用し、雇用維持に貢献した事業者に対する税額特別控除（採用に係る費用、教育訓練費等）
- 教育訓練費に係る税額特別控除の復活
- 中小企業に対する雇用促進税制の復活
- 刑務所出所者等の就職困難者雇用に関する費用の税額控除

③研究開発税制における中小企業が利用しやすい優遇税制の実現（試験研究に従事する者の要件緩和、減税枠の拡大・該当費目の明確化など）

④役員給与の全額損金算入の早期実現

⑤事業所税の廃止

⑥新型コロナウイルスの収束後における大胆な消費喚起策の実施

- 消費を喚起する大胆な減税の検討・実施（所得税の定率減税、相続税減税、車両等の固定資産購入に対する贈与税の上限額引き上げ、交際費課税の特例拡大等）

(2) 設備投資・IT化を後押しする税制

- ①減価償却資産の耐用年数の実態に即した改訂
- ②少額減価償却資産特例の限度額引き上げ、取得合計額の上限の引き上げと本則化
- ③減価償却の時期を任意で決められるようにする、建物・建物付属設備・構築物の減価償却の方法について定率法も選択可能とすること
- ④デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の拡充および延長

2. 事業主の納税事務負担の軽減および行政の徴収事務効率化の実現

給与所得者の所得税や住民税、社会保険料等は、すべからず事業主による源泉徴収義務が課されており、かつ2分の1の社会保険料を事業主が負担しております。また、マイナンバーやe-Tax、eLTAxの利用推進などIT利用による利便性向上を名目に、事業主に対して個人住民税徴収の現年課税化が議論されるなど、さらなる徴収事務負担を増大させる動きは看過できません。一方で、ITの利用は時代の趨勢ではありますが、小規模事業者にとってITに関するリテラシーや装備率は必ずしも高くないことを十分に考慮する必要があります。

つきましては、税の用途を国民全体でチェックする機能を高めるためにも、税と社会保険料の徴収システムの統合や事業主の年末調整義務の廃止などを通じて、事業主の事務負担軽減を図るよう以下の点を要望いたします。

- ①地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限の早期統一
- ②e-TaxとeLTAxの統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の実現
- ③事業主の年末調整義務の廃止
- ④企業の事務負担が増加する個人住民税の現年課税化への反対
- ⑤電子申告・電子帳簿保存に取り組む小規模事業者へのインセンティブの拡充（申告期限の延長、「電子申告特別控除」としてすべての税目における税額控除、延滞税の減免 等）

3. 消費税の円滑な価格転嫁の実現と消費税インボイス制度の導入凍結

2019年10月に消費税が10%に引き上げられました。その後、新型コロナウイルスによる影響が加わり、中小企業・小規模事業者にとっては負担がさらに重くなっています。これ以上の負担増を避けるためにも、中小企業・小規模事業者に対する強力な経済対策を講じるとともに、社会保険料の確実な抑制が求められます。

特に社会保険料については毎年増加が続き、企業にとって重い負担となっているため、まずは支出の見直しや削減を徹底すべきと考えます。また、増税について事業者の理解を得るためにも、消費税増収分については、これ以上の用途拡大をすべきではありません。

また、今年3月に転嫁対策特別措置法が失効したことにより「総額表示」に義務化されましたが、消費者へ「値上げ」の印象を与えており、「総額表示」との併記ではなく、従来のように「外税表示」のみの価格表示も認めるようにすべきと考えます。

さらに、2023年の導入が予定されているインボイス制度は、免税事業者が取引から排除されるおそれが強く、事務作業の増大やシステム更新等、コロナの影響を受けた小規模事業者へ更なる負担を負わせることになり、事業が立ち行かなくなることも懸念されます。

つきましては、消費税率引き上げ等に伴う中小企業・小規模事業者への影響緩和に向け、以下のとおり要望いたします。

- ①社会保険料について透明性のあるチェック体制を確立
- ②外税表示を認める措置を恒久化
- ③国民に対する徹底的な広報および実効性の高い価格転嫁対策の推進
- ④軽減税率制度はゼロベースで見直すこと
- ⑤インボイス制度は、事務負担の増加、経理・納税方法の変更はもとより、小規模事業者が主である免税事業者が取引から排除されるおそれがある。現状の複数税率下、インボイス無しでも大きな問題は発生しておらず、さらに、コロナ禍で厳しい環境に置かれる小規模事業者に一層の負担となる可能性が高いと考えられるため、導入凍結を念頭に検討すべき。
- ⑥消費税の課税事業者の選択・簡易課税制度の選択に際して、事業年度開始日前までに届け出るとする期限の撤廃（期の途中で免税事業者であることの不利益が判明した場合に当期中に課税事業者へ変更できるような措置を講じること）

4. 事業承継税制の拡充・改正（近い将来の相続税廃止を）

多くの中小企業は業績改善のスピードが遅く、大企業との乖離が広がっているにもかかわらず、類似業種比準価額方式を株式評価に採用している中小企業は上場企業に合わせて自社株式が高く評価されています。また、取引相場のない株式の評価の見直しにおいて、株価算定式で資産評価の相対価値が上がることで、都市部に事業用資産などを保有する企業の株価評価額が上がってしまったという指摘もあります。中小企業は業績にほとんど変化がないにも関わらず、相続税負担が非常に重くなっている実態があり、事業承継にあたり大きな問題となっています。

そもそも国際的に見ても、重い相続税を課している国は少なく、グローバル経済下の競争に打ち勝つという観点から、少なくとも事業用資産に関する項目については相続税全廃の方向で検討すべきであり、当面の対応として、下記の点につきまして、事業承継税制の拡充・改正を要望いたします。

- ①取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

- 事業承継を計画的に進めるため、経済状況に左右されない、中小企業の実態や経営規模に応じた株式評価方法の確立
- ②株式評価額の安定化を図るため会社保有の土地への評価減
- ③純資産価額方式における負債の評価について、合理的に計算された退職給与引当金や賞与引当金を負債に含めること
- ④個人資産の評価において、事業資金の担保となっている場合の減額措置
- ⑤事業用に供された個人資産に適用する小規模宅地等の特例に関して、限度面積の拡大、家屋への適用
- ⑥従業員承継等の第三者への事業継続を目的としたM&Aを後押しするため、事業を譲り渡す側に対するインセンティブ税制の拡充
- ⑦法人版事業承継税制に係る特例承継計画の申請期限（2023年3月）の延長

5. 中小企業の内部留保を促進する税制の検討(留保金課税の完全撤廃)

中小企業にとって、設備投資・研究開発、財務基盤の強化のために、さらには事実上、資金調達の唯一の手段である銀行からの借入を行うため、自己資本を手厚くすることは当然であり、優良な中小企業ほど内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る傾向にあります。日本経済の成長のためには優良な中小企業の育成が必要であり、グローバル経済での競争が激化する現在においては、内部留保に課税する考えは障害であると言わざるを得ません。

そこで、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計に関する基本要領」に即した決算書を作成する中小企業に対しては、企業体力強化、資本充実を目的とした内部留保を増大させた部分を税額控除するなど、むしろ内部留保を促進する税制の検討を提案します。

6. 炭素税などの環境関連課税への対応

CO₂削減については、政府主導で極めて高い目標が示されています。電気代や燃料代などの価格上昇、あるいは脱化石燃料を通して業態転換を迫る動きが加速した場合、体力の弱い中小企業へのしわ寄せが懸念されます。国際的な要求としてやむをえない動きならば、業界、個別企業への補償や手当の準備を進めていく必要があります。また、炭素税を導入する場合、環境関連として既に導入されている地球温暖化対策税との違いやその必要性について、事業者への分かりやすい周知・説明を求めます。

7. 国際的な法人税の見直しへの対応

欧米では、脱コロナに向けた立て直し財源として法人税を引き上げる動きがありますが、この動きに追随すれば、体力の弱い中小企業へ大きな影響を与えることが

予想されます。産業活性化のためにも、安易な法人税率の引き上げはせず、法人税改革によって引き下げられた現状の実効税率を維持することを前提とし、税率を上げるのであれば、コロナ後の短期的措置にとどめ、中小法人の法人税率の軽減幅の拡大で調整したり、雇用促進税制や所得拡大促進税制との関連付けを強化すべきと考えます。

以上